

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成30年10月16日付けで行った法62条3項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

そもそも請求人には年金受給権がないから、請求人が年金の申請をしないことを根拠とする本件処分は違法又は不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日              | 審 議 経 過           |
|--------------------|-------------------|
| 平成 3 1 年 4 月 1 5 日 | 諮問                |
| 令和元年 6 月 1 1 日     | 審議（第 3 4 回第 3 部会） |
| 令和元年 7 月 2 6 日     | 審議（第 3 5 回第 3 部会） |

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」としている（次官通知第 6）。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、「次に掲げるものは、特にその活用を図ること。」として、「国民年金法」を掲示している（局長通知第 6・23）。
- (4) 法 2 7 条 1 項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとし、同条 2 項は、前項（1 項）の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならないとし、同条 3 項は、1 項の規定は、被保護者の意

に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならないとしている。

そして、法 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととし、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法 62 条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととしている（局長通知第 11・2・(4)）。

- (5) 法 62 条 1 項は、被保護者は、保護の実施機関が、27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、同条 3 項は、保護の実施機関は、被保護者が前 2 項（同条 1 項及び 2 項）の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとし、同条 4 項は、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとしている。

そして、法施行規則 19 条は、法 62 条 3 項に規定する保護の実施機関の権限は、法 27 条 1 項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならないとしている。

- (6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、被保護者が書面による法 27 条の規定による指導指示に従わない場合には、法 62 条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行

うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法27条により書面による指導指示を行うこととし、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったときは、停止を解除することとしている（課長通知第11の1-2）。

- (7) 「年金受給資格期間短縮に伴う円滑な年金請求手続を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（平成29年3月16日社援保発0316第1号・年管管発0316第4号厚生労働省社会・援護局保護課長及び同省年金局事業管理課長。以下「年金取扱通知」という。）は、保護の実施機関の役割として、「生活保護制度においては、法第4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、生活保護の実施にあたっては、年金制度を含む資産の活用が前提となっている。年金受給権を得る被保護者が、その活用を怠り、又は忌避していると認められるときは、法第27条に基づく文書による指導指示を行い、これに従わなかったときは、必要に応じて法62条により所定の手続を経たうえ当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行う必要がある。このため、保護の実施機関においては、年金受給権を得る被保護者に対して必要な助言指導を行い、被保護者が確実に年金裁定請求手続を行えるようにする必要がある。その前提として、保護の実施機関においては、年金受給資格期間短縮にかかる制度周知、年金加入状況の把握、被保護者の年金裁定請求手続に向けた支援のための取組を行う必要がある。」としている。

- (8) 次官通知、局長通知及び課長通知の各通知はいずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務

に係る処理基準であり、年金取扱通知は地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 2 本件処分について

(1) 処分庁は、平成30年12月28日付けで本件処分による保護の停止を解除して、同日から保護を再開していることが認められるものの、仮に本件処分に違法又は不当な点があり、本件処分が取り消された場合には、請求人は本件処分による保護停止日（平成30年11月1日）から上記停止の解除による保護再開日の前日（平成30年12月27日）までの間に支給されるべき保護費を得ることができることから、保護が再開された後も、なお、本件審査請求において本件処分の取消しを求める法律上の利益を有する者と認められる。以上のことを前提に、本件処分の適否について検討する。

(2) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、生活保護の実施にあたっては、年金制度を含む資産の活用が前提となっているところ（上記1・(1)ないし(3)及び(7)、担当職員は、請求人が年金の受給資格期間を満たし、受給権を有することを確認するとともに、お願い文書を手渡すなど年金の受給手続を行うよう、口頭により指導指示を繰り返し行ってきたことが認められる。

そして、請求人は上記口頭指導指示に従わず、上記指導指示の目的が達成されなかったことから、処分庁は年金の受給手続に係る指導指示の実効性を確保するため、文書による本件指示1及び本件指示2を行ったことが認められ、請求人は当該指示に従わず、弁明の機会を付与されたが弁明の場所にも現れなかったことが認められる。本件指示1及び本件指示2の内容は、いずれも請求人が年金を受給するための手続を行うこと、それが困難であれば処

分庁が申請を代行するため申請に必要な書類への署名及び捺印を行うことを求めるものであり、請求人にとって容易かつ実現可能なものであることが認められる。

したがって、処分庁が、上記1の法令等の定めに則り、請求人が本件指示1に従わず、その後の本件指示2の指示にも従う義務に違反していること、弁明の機会を付与したが弁明の場に現れることもなかったことを理由として、本件保護を停止することとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、年金の受給権はないと主張する。

しかし、お知らせに記載されている年金保険料納付免除の月数は243月とあり、年金の受給資格期間の10年を満たしていることから、請求人に年金の受給権があることは明らかであり、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1ないし別紙3（略）